

## 電子情報処理組織による変更の届出に関する定め

令和7年3月4日東京法務局遺言書保管官決定

法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成15年法務省令第11号。以下「規則」という。）第4条第1項及び第2項その他の関係法令の規定に基づき、電子情報処理組織による変更の届出に関する定めを次のように定め、令和7年3月10日から適用する。

### 1 対象の手続

東京法務局（その支局及び出張所を除く。）の遺言書保管官（以下単に「遺言書保管官」という。）に対してする法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第178号。以下「遺言書保管令」という。）第3条第1項及び法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和2年法務省令第33号。以下「遺言書保管省令」という。）第30条第1項の規定による変更の届出（法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）第4条第4項第3号及び遺言書保管省令第11条第5号に掲げる事項の変更の届出に限り、法定代理人によってするものを除く。）は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法によってすることができる。

### 2 電子計算機の技術的基準

上記1による届出に係る規則第4条第1項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、遺言書保管官の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続し、正常に通信することができる機能を備えたものとする。

### 3 届出の方法等

上記1による届出は、次の(1)から(10)までに定めるところに従い、届出人が電子メールを送信する方法によってしなければならない。

(1) 送信先の電子メールアドレス

送信先の電子メールアドレスは、遺言書保管官の使用に係る次の電子メールアドレスとする。

igon01-1-tokyo@i.moj.go.jp

(2) 電子メールに添付すべき電磁的記録

電子メールには、次の①及び②に掲げる書類に代えて、それぞれ①及び②に定める電磁的記録を添付しなければならない。

① 遺言書保管令第3条第3項（遺言書保管省令第30条第2項において準用する場合を含む。）の届出書 遺言書保管省令別記第6号様式による届出書であつて、遺言書保管省令第28条第2項各号に掲げる事項を記録したもの

② 遺言書保管省令第29条第2号の証明書 当該証明書の画像情報

(3) 電子署名に代わる措置

届出人は、規則第4条第2項ただし書の規定による遺言書保管官が届出を行った者を確認するための措置として、届出人の氏名及び出生の年月日又は住所を証明する書類の画像情報を電子メールに添付しなければならない。

この画像情報は、上記(2)②の電磁的記録として添付する画像情報と兼ねることができない。

(4) 謄本への原本と相違がない旨の記載に代わる措置

届出人は、上記(2)②及び(3)の画像情報について、次の①から③までに掲げるいずれかの方法により、原本と相違がない旨を明らかにしなければならない。

① 原本と相違がない旨を上記(2)②及び(3)の画像情報に記録する方法

② 原本と相違がない旨を記録した電磁的記録を電子メールに添付する方法

③ 原本と相違がない旨を電子メールの本文に表示する方法

(5) 電磁的記録のファイル形式及び拡張子

電子メールに添付する電磁的記録のファイル形式及び拡張子は、次表に掲げるいずれかによらなければならない。

ファイル形式	拡張子
--------	-----

P D F 形式	. pdf
J P E G 形式	. jpg、. jpe 又は . jpeg
G I F 形式	. gif
P N G 形式	. png
T I F F 形式	. tif 又は . tiff
B M P 形式	. bmp

(6) 画像情報の作成に当たっての留意事項

電子メールに添付する画像情報は、内容を明瞭に判読することができるものとしなければならない。

(7) 電子メールのサイズ

電子メールは、1通につき、7メガバイト以内としなければならない。

(8) 複数通の電子メールの送信

一の届出に係る電子メールが、7メガバイトを超えるおそれがあるときは、複数通に分けて送信することができる。

この場合には、届出人は、その旨をこれらの電子メールの本文に表示しなければならない。

(9) 電子メールの形式

電子メールは、テキスト形式によらなければならない。

(10) その他の電子メールの送信に当たっての留意事項

電子メールは、遺言書保管官の使用に係る電子計算機その他の電子情報処理組織の情報セキュリティに関する制約により、遺言書保管官が受信することができない場合があることから、遺言書保管官は、電子メールを受信したときは、3開庁日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から31日までの日数は算入しない。以下同じ。）以内に、当該電子メールの送信元の電子メールアドレスに宛てて、当該電子メールを受信した旨を返信するものとする。

届出人は、当該電子メールを送信した日から3開庁日を経過しても、遺言書保管官からの返信があったことを確認することができない場合には、電話その他の電子メール以外の方法により、遺言書保管官に受信の状況を確認しなければならない。

#### 4 補則

##### (1) 遺言書保管準則の規定による変更の届出

遺言書保管官に対してする遺言書保管事務取扱手続準則（令和2年5月11日付け法務省民商第97号民事局長通達。以下「遺言書保管準則」という。）第27条の変更の届出（遺言書保管準則第25条の規定により遺言書保管ファイルに付記する事項及び遺言書保管準則別記第9号様式の記載事項の変更の届出に限り、法定代理人によってするものを除く。）は、上記1の変更の届出の例に準じて、電子情報処理組織を使用する方法によってすることができる。

##### (2) 届出書等の保存及び閲覧の請求

上記1による届出があった場合には、当該届出に係る電子メール（当該電子メールに添付された上記3(2)、(3)及び(4)②の電磁的記録を含む。）に記録された情報の内容を遺言書保管官が出力した書面を、届出書及びその添付書類とみなして、遺言書保管令、遺言書保管省令及び遺言書保管準則に規定する届出書及びその添付書類の保存及び閲覧の請求に関する規定を適用する。